

# 月刊労務パー

ふとした疑問はここで解決!

ご意見、ご感想、取り上げて欲しい内容等がありましたら下記メールアドレスまでご連絡お願い致します。

Vol. 12

知っておきたい健康保険・雇用保険の知識

## 「出産」「育児」の保険給付

少子化対策の観点から、仕事と子育ての両立支援等を進めるために、「育児介護休業法(以下「育児介護休業法」)が施行され、改正が重ねられてきました。そしてこの度、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる環境を整備するために今年の7月1日より、改正「育児介護休業法」が全面的に施行されます。今回から数回に分けて、改正された「育児介護休業法」だけでなく、社員の出産・育児などに関する法律の解説や、健康保険や雇用保険からの給付の内容も併せて解説します。

事です。一方、産後8週間を経過しない女性に対しては、原則就業させてはいけないうこととされています(産後休業)。特に、産後6週間を経過しない女性に就業が禁止されています。産後6週間を経過した女性に関しては、原則就業禁止としながらも、「本人が請求」した場合、かつ「医師が支障ないと認めた業務」に就かせることは差し支えないとされています。また、「産後」とは実出産日の翌日から起算する取扱となります。

**出産に関する給付**

健康保険の被保険者である社員が出産した場合には「出産育児一時金」として一見ごとに42万円が支給され、被扶養者が出産したときは「家族出産育児一時金」として同じく一見ごとに42万円が支給されます。しかし、医療機関が産科医療補償制度に加入していない場合は39万円の支給となります。この一時金については「直接支払制度(妊婦等の書面による合意に基づき、

の支払いを受けていても出産手当金の額より少ないときは、差額が支給されます。「出産育児一時金」「出産手当金」とともに、妊娠85日以上の生産・死産・流産(人工流産含む)・早産が支給対象です。なお、帝王切開等の異常分娩の場合には健康保険が適用され傷病手当金を受給できますが、出産手当金が支給されている間は出産手当金が優先され、傷病手当金は受給できません。手続きは、出産育児一時金の場合、「出産育児一時金支給申請書」の所定欄に医師等の出産証明を受けなければならない。出産手当金の場合、「健康保険出産手当金支給申請書」に事業主の証明と、医師等の意見・証明をもらい、「協会けんぽ」に提出します。

**休業中の社会保険料**

産前産後の休業の間は、事業主に給与の支払義務がないので、健康保険料の出産手当金が所得補償となりますが、会社に在籍している以上、毎月給与から源泉徴収されている社会保険料(健康保険料・厚生年金保険料)は引き続き納める必要があります。したがって、会社側としては社会保険料を源泉徴収できないの

で、前もって、休業をする社員と社会保険料の取扱について話し合いをして決めておくことが望まれます(給付支払日に社員が直接会社に届ける等)。現在、この産前産後の休業期間中の社会保険料の免除制度の導入が検討されています。

**育児に関する給付**

雇用保険の加入者への給付の中に「育児休業給付」というものがあります。この給付は、1歳に満たない子供の育児のために休業をする社員(男女ともに)に對しての休業期間中の所得補償のための給付で、一般の社員だけでなく、短時間勤務のパート社員や要件を満たせば期間を定めて雇っている社員であっても受けられます。支給のための要

件として、会社に在籍している期間(雇用保険の加入期間)の中で、育児休業開始日前の2年間に、給与支払い実績が11日以上ある月が通算して「12ヶ月以上」あることとされています。また、原則として同一の子について1回の育児休業を取得することができません。なお、育児休業を開始する時点で、育児休業終了後に退職することが予定されている社員はこの給付の対象外です。支給額は、支給単位数期間ごとに、休業開始前6カ月間における平均賃金の50%相当額です。ただし、休業期間中に賃金の支給があった場合は、金額により減額または不支給となります。

(社会保険労務士 佐々木 健)

## 所長の一言

秋田県の平成24年度健康保険料率と介護保険料率上の記の率に決定されました。40歳以上月給30万円の方で、月額1560円(労使折半)ほど上がります。また、政管健保が協会けんぽとなり、都道府県別保険料率になって、地域差が出ています。新料率で最も高いのは佐賀県、低いのは長野県となっています(下段の率参照)。この差が何かはよく知りませんが、とにかくいいように上がりが続いているのでしょうか? 当方も中性脂肪、コレステロール、血圧などの薬を処方し

てもらっています。医療費の増加に「役買っていること」は否めません。インフレが、保険制度の充実が日本折半)ほど上がります。また、政管健保が協会けんぽとなり、都道府県別保険料率になって、地域差が出ています。新料率で最も高いのは佐賀県、低いのは長野県となっています(下段の率参照)。この差が何かはよく知りませんが、とにかくいいように上がりが続いているのでしょうか? 当方も中性脂肪、コレステロール、血圧などの薬を処方し

最も高い健保料率適用の県 10.16% (現行9.60%)  
最も低い健保料率適用の県 9.85% (現行9.39%)

ホームページURL <http://www.horii-office.jp/index.html>  
E-mail: h-office@js3.so-net.ne.jp  
TEL: 018-863-7300 FAX: 018-863-7303

発行所 秋田県秋田野金町2-61 社会保険労務士法人 堀井事務所  
本誌掲載の記事・写真などの著作権・配権を承継します。  
(C)社会保険労務士法人 堀井事務所 編集責任者 堀井 幸孝

＜お知らせ＞  
4月1日より雇用保険料率が0.2%引き下げられます。\*具体的には下表の通り

	① 労働者負担 (失業給付の 加算料率のみ)	② 事業主負担 失業給付 の加算料率	③ 雇用保険二事業 の加算料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業	5/1000	8.5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産 漁業製造 の事業	6/1000	9.5/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	4.5/1000	16.5/1000